

令和3年度 福岡市立学校教員採用候補者選考試験に関するよくある質問

問 高等学校教諭になりたいと考えていますが、中学校の免許もあり、中学校にも興味があるので、中学校教諭を志願したうえで「中高枠」希望にするか迷っています。「中高枠」を希望し、合格すれば必ず「中高枠」該当者として決定されますか。

「中高枠」とは、中学校教諭志願者のうち、高等学校への配置も希望する方を対象としています。中学校教諭として第2次試験に合格した人で、「中高枠」を希望している人の中から、「中高枠」該当者を決定します。したがって、希望していても「中高枠」該当とならず、「中学校教諭」としての合格となる場合があります。

問 合格した場合、配置される学校はいつ頃決まりますか。

3月下旬に、配置予定校を文書で通知します。その後、3月中に、各自で配置校を訪問していただくこととなります。

それ以前の個別のお問い合わせにはお答えできませんので、御了承ください。

なお、12月下旬開催の採用手続き会の際、配置校決定の参考とするための個人面談を行います。

問 選考基準はどのようになっていますか。

昨年度実施した試験の選考方法や基準を、福岡市教育委員会ホームページに掲載していますので、参考にしてください。

今年度実施する試験の選考方法や基準は、第2次試験終了後に福岡市教育委員会ホームページに掲載する予定です。

問 過去の試験問題は見せてもらえますか？

平成29年度以降に実施した試験問題（適性検査を除く）は、福岡市役所1階の福岡市情報プラザで閲覧及びコピー（実費負担）ができます。

今年度実施する試験問題及び解答の閲覧方法については、令和2年11月頃、福岡市教育委員会ホームページに掲載する予定です。

なお、試験問題については、受験時の持ち帰りを可とします。

○福岡市情報プラザ利用時間：午前9時～午後8時

休館日：年末年始、その他臨時休館あり

問 第2次試験の模擬授業や実技試験は、具体的にどのような内容ですか。

試験内容等については、実施要項に記載している内容及び福岡市教育委員会ホームページに掲載する内容が公表事項ですが、模擬授業の出題範囲は、小学校教諭は教科のみ、特別支援学校教諭は領域及び教科を、事前に福岡市教育委員会ホームページに公表します。他の採用区分の出題範囲は、事前に公表しません。

平成29年度以降に実施した試験問題と実技試験実施要領等は、福岡市情報プラザ（福岡市役所1階）で閲覧することができ、実費負担で複写することもできます。

また、評価の観点は、福岡市教育委員会ホームページに公開している「2020年度福岡市立学校教員採用候補者選考試験における選考について」にも掲載しています。

問 第2次試験の日程や時間は、いつわかりますか。

第2次試験の詳細は、第1次試験合格者に送付する合格通知に記載します。通知は、8月上旬に発送予定です。通知発送前の電話等での問い合わせには一切応じていません。

問 経験年数の数え方を教えてください。

経験年数の算定にあたっては、1日でも在職した場合は、1月と計算してください。

ただし、例のとおり同一の月に異なる任用の終期と始期を含む場合は、いずれか一方のみ1月と計算し、他方の任用の経験年数には1月を含めないでください。

<例> H30年4月1日～H30年8月15日・・・5月
H30年8月20日～H31年3月28日・・・7月

問 A市の正規教員で6か月、その後にB町の常勤講師で1年6か月の勤務経験がありますが、「教職経験者特別選考」の対象となりますか。

過去5年以内で正規教員と常勤講師の勤務経験を合算して24月以上あれば、「教職経験者特別選考 G 常勤講師等経験者」の対象となります。

問 福岡市立の小学校で平成30年度と令和元年度の合計2年間常勤講師として勤務経験があります。現在は、A市の小学校で常勤講師として勤務していますが、「教職経験者特別選考 E 2年本市講師経験者」の対象となりますか。

「教職経験者特別選考 E 2年本市講師経験者」の対象は、平成30年4月1日から令和2年5月22日の間に福岡市立学校での通算24月以上の勤務経験があり、かつ令和2年5月22日時点において福岡市立学校で現に勤務している必要があります。

問 実習助手や寄宿舎指導員の経歴は、「教職経験者特別選考」の経験年数の対象となりますか。

実習助手や寄宿舎指導員の経験は、対象なりません。

「教職経験者特別選考」の経験年数は、教諭、養護教諭、栄養教諭養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、育児休業代替任期付職員（学校栄養職員）（※参照）に限ります。

なお、正規の実習助手や寄宿舎指導員として、過去10年以内に継続して5年以上の勤務経験があれば、「社会人等特別選考」の対象となります。

※福岡市における育児休業代替任期付職員（学校栄養職員）については、平成29年4月から開始された制度です。

問 青年海外協力隊ではなく、日系社会青年ボランティアで2年以上の派遣実績がありますが、「社会人等特別選考」の対象となりますか。

日系社会青年ボランティアで派遣実績のある方も、「社会人等特別選考」の対象となります。詳しい内容は、実施要項で確認してください。

問 「スポーツ・芸術特別選考」又は「教職大学院修了者特別選考」で、書類選考の結果、特別選考での受験が認められなかった場合、福岡市立学校での1年以上の講師経験による「教職経験者特別選考」の受験資格も満たしていれば、その区分での受験は認められますか。

書類選考で特別選考の受験が認められなかった場合、「一般選考」での受験となり、このケースの場合は「教職経験者特別選考」での受験はできません。

書類選考の結果は、受験票の発送をもって通知します。

問 「教職経験者特別選考 D 前年度1次合格の現役常勤講師」区分で志願しますが、姓が変わったため、志願書提出の際に確認できる証明書（住民票等）の添付は必要ですか。

生年月日、名、講師歴等で確認ができるため、証明書の添付は必要ありません。

なお、前年度実施の第1次試験合格の事実確認ができない場合は、電話連絡等により確認させていただくことがあります。

問 特別支援学校高等部での勤務経験があります。特別支援学校中学部を受験しようと思っておりますが、専門教科は免除となりますか。

2年本市講師経験者の選考区分で受験する場合で、受験する教科と同一の教科で、平成30年4月1日から令和2年5月22日までの間に通算24月以上の経験があれば、専門教科は免除となります。2年本市講師経験者の選考区分で受験する場合でも、同一の教科でない場合（高等部・工業での経験がある者が中学部・技術で受験する場合など）は免除となりません。

なお、正規教員（現職・元本市・元他都市）の選考区分では、高等部での勤務経験は中学部と同一とはみなしませんので、中学部の同一教科での経験が12月以上ある場合のみ、専門教科が免除となります。

問 正規教員として高等学校で体育の教師をしていました。中学校教諭（体育）を特別選考「元他都市正規教員」で受験しようと思っておりますが、専門教科と実技試験は免除になりますか。

正規教員（現職・元本市・元他都市）の選考区分で受験する場合、受験する採用区分と同一校種及び教科で、正規教員としての勤務経験（休職、育児休業等の期間を除く。）が令和2年5月22日時点において通算12月以上ある場合に限り、専門教科と実技試験が免除となります。そのため、正規教員としての勤務経験が高等学校のみであれば、免除の対象にはなりません。

問 一定の英語力を有する者への優遇措置を受けたいのですが、必要な資格の取得時期は最近でないといけないのでしょうか。

令和2年5月22日時点で取得済みであれば、最近の取得でなくてもかまいません。ただし、必要な資格については、第2次試験の合格発表後、合格者のみ資格を証明する書類等にて確認を行います。資格を証明する書類が提出できない場合は、合格を取り消すと同時に、採用候補者名簿から削除しますので、資格を証明する書類の有無を確認したうえで出願してください。

問 特別支援学校教諭普通免許状で、知的障害者に関する領域のみ所有していますが、特別支援学校教諭小学部の受験はできますか。

特別支援学校教諭普通免許状については、知的障害者・肢体不自由者・病弱者に関する3領域すべての免許状が必要です。令和3年3月31日までに残る2領域について取得見込みでない場合、受験はできません。

なお、小学部を受験する場合は、小学校教諭普通免許状も必要となります。

問 教員として勤務したことはありませんが、教員免許状は取得しています。教員免許更新制が始まったと聞いていますが、受験にあたって何か手続きが必要でしょうか。

教育職員免許法の一部改正により平成21年4月以降、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に教員として勤務する方は、10年ごとに30時間以上の免許状更新講習を受講し、修了確認を行うことが必要となっています。

教職に就いていない場合には、基本的には免許状受講義務が生じませんが、教職に就く際に、事前に30時間以上の免許状更新講習を受講して、住所地の都道府県教育委員会に申請しておくことが必要です。

「修了確認期限」を経過していても受験は可能ですが、免許更新講習を受講・修了し、令和3年1月31日までに更新講習修了確認の申請を行ってください。採用日（令和3年4月1日）時点で更新講習が修了せず有効な免許状を所有していない人は、受験資格を満たさないとして、合格を取り消すとともに、採用候補者名簿から削除しますので注意してください。

詳しくは、下記の文部科学省の免許更新制に関するホームページで確認してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm